

習志野市の感染症に関する情報発信の方針

習志野市は、感染者への不当な差別を許さない。また、不当な差別を恐れた者が自身の症状を隠すことにより感染症に関する情報を当局が追跡できなくなることを防ぐ。

そのため、習志野市の感染症に関する情報発信は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及びその他関係法令に基づき、感染症の患者等の人権を尊重し、市民のプライバシーに最大限配慮しつつ感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図るための情報を周知し、もって市民の安全・安心を確保する。

感染症への対応は、関係法令の規定に基づき、国、千葉県（保健所）及び保健所設置市が実施するものであり、保健所設置市ではない習志野市は、千葉県が設置する習志野保健所の指導を受ける。

については、習志野市の情報発信においては、次に掲げる事項に留意する。

- ① プライバシーの配慮にあたっては、当事者が特定されないことを第一義とする。
- ② 国や千葉県が公表する内容を正当な理由なく詳細にしない。
- ③ 正当な理由とは、保健所の指導を主とする。

※施設利用者はもとより、市職員・市立小中学校教職員・指定管理者職員が感染した場合も慎重に対応する。

ただし、保健所の指導等により市立施設に休業の必要が生じたときは、以下のとおり対応することができる。

- ① 利用者の居所が詳細に特定される施設の場合
=関係者のみに周知

- ② ①以外
=日時を具体的に限定して感染症対応のため臨時休業する旨を広く周知

以上

令和2年7月31日

習志野市 新型コロナウイルス感染症対策本部